

北海道告示第10586号

北海道が平成30年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成30年6月21日

北海道知事 高橋 はるみ

(経済部所管分 その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>参入促進支援事業（地域のものづくり技術力向上）</p> <p>産業支援機関が取り組む、地域のものづくり企業のニーズや課題に対応した技術支援や人材育成に係る事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人室蘭テクノセンター、公益財団法人道央産業振興財団、公益財団法人函館地域産業振興財団、一般財団法人旭川産業創造プラザ、一般社団法人北見工業技術センター運営協会、公益財団法人とかち財団及び公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センター</p>	<p>参入促進支援事業（地域のものづくり技術力向上）に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>人件費（人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇入れに係る給与、諸手当、社会保険料、健康診断料等の経費）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、各種手数料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、その他知事が特に必要と認める経費</p>	<p>10分の8以内（寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 平成30年7月13日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p>		
	<p>公益財団法人北海道科学技術総合振興センター</p>	<p>参入促進支援事業（地域のものづくり技術力向上）に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>人件費（人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇入れに係る給与、諸手当、社会保険料、健康診断料等の経費）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、各種手数料）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要と認める経費</p>						